

対象となる人

以下の要件を全て満たしている必要があります。

1. 老齢基礎年金を受給している人の場合

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市民税が非課税である
- 前年の年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下（※1）である

※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定

2. 障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人の場合

- 前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円（※2）」以下である

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

令和元年10月より始まる年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に給付金を上乘せしめて支給される制度です。
受け取りには請求書の提出が必要となります。対象となる人には日本年金機構より案内文書等が届きますので、要件、手続き方法を確認のうえ、手続きをしてください。

年金生活者支援給付金制度 はじまります！



給付額

受給している年金の種類により、給付額は下記の通りになります。なお、給付額は毎年度物価の変動による改定があります。

1. 老齢基礎年金を受給している人

5,000円（月額）を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。（※3）

①保険料納付済期間に基づく額（月額）
= 5,000円 × 保険料納付済期間 / 480月

②保険料免除期間に基づく額（月額）
= 10,834円（※4） × 保険料免除期間 / 480月

※3 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の人には、①に一定割合を乗じた補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※4 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除の期間は10,834円、保険料1/4免除期間は5,417円で計算されます。毎年度の老齢基礎年金額の改定に応じて変動します。

2. 障害基礎年金を受給している人

障害年金の障害等級により次のとおりです。

- 障害等級1級 = 6,250円（月額）
- 障害等級2級 = 5,000円（月額）

3. 遺族基礎年金を受給している人

5,000円（月額）※5

※5 ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれに支給されます。

請求方法

年金の受給開始時期により、手続き方法が下記のとおり変わります。提出に際しての留意事項もありますので、日本年金機構から案内が届いた人はリーフレット等を確認のうえ、早めに手続きをしてください。手続きが遅れますと、給付金が受け取れない場合もありますので、注意してください。

①平成31年4月1日以前から年金を受給している人

対象となる人には日本年金機構から請求手続きの案内が、9月上旬から順次届きます。ハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、切手を貼り付けのうえ、郵送にて提出してください。提出先は市役所ではありませんので、注意してください。

年金生活者支援給付金請求書			
年金生活者支援給付金を請求いたします		提出日	年 月 日
氏名	フリガナ XXXX Y		
照会番号	12345678901	生年月日	XX99年99月99日
		種別コード	1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

○日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

②平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた人

年金請求手続きと併せて、年金事務所または市役所で「年金生活者支援給付金請求書」（用紙）を提出してください。

手続きの流れ

①年金生活者支援給付金請求書（ハガキもしくは用紙）を提出



②審査結果の通知が日本年金機構から到着（令和元年10月以降）

※年金請求書と併せて提出した場合、給付金の通知は年金証書送付後に送付されます。



③年金支払月の上旬に日本年金機構から振込通知書が到着



④通知書に記載のある給付額が年金に上乗せされて支給

※令和元年12月中旬以降の支給となります（請求時期によって異なります）。

○日本年金機構や厚生労働省、市役所の職員を装った不審な電話や案内に注意してください！

年金生活者支援給付金の手続きなどで、日本年金機構や厚生労働省、市役所の職員から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。不審な電話を受けた際は、郡上警察署（☎67-0110）へ相談ください。



○問い合わせ先

年金生活者支援給付金のお問い合わせは、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所、請求書の案内に記載の問い合わせ先に連絡ください。おかけ間違いのないようご注意ください。

- 給付金専用ダイヤル：0570-05-4092（ナビダイヤル）
※050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-5539-2216
- 美濃加茂年金事務所：0574-25-8181（自動音声：1の2）